#### 令和6年度群馬県景観審議会委員公募実施要項

### 1 趣旨

群馬県景観審議会は、景観条例及び屋外広告物条例に規定する重要事項について調査 審議するために設置された機関です。

景観に関する県民の幅広い意見を反映させるため「群馬県景観審議会」の委員を公募 します。

## 2 応募資格

次の全ての条件を満たす方とします。

- (1) 群馬県内在住又は在勤であること。
- (2) 年齢が令和7年1月22日時点で満18歳以上であること。
- (3) 常勤の公務員でないこと。
- (4) 年に数回、平日に県庁等で開催される会議に出席できること。
- (5) 群馬県の景観や屋外広告物行政について日頃から関心があり、今後の本県の景 観政策などについて、具体的かつ建設的な意見や提言ができること。

## 3 募集人員

2名以内

#### 4 任期

令和7年1月22日から令和9年1月21日(2年間)

# 5 報酬等

審議会に出席した場合、県が定める報酬及び旅費を支給します。

## 6 応募期間

令和6年11月19日(火)~令和6年12月16日(月)(必着)

## 7 応募方法

群馬県ホームページに掲載している応募申込書に必要事項を記載の上、郵送、持参、ファックス、電子メールのいずれかで提出してください。なお、提出された応募申込書は返却しません。

#### 8 選考方法

書類審査を行い、書類審査通過者を対象にした面接審査により決定します。

選考結果は、応募された方全員にお知らせします。

# 9 その他

- (1) 応募申込書等の個人情報は選考の目的のみに使用します。
- (2) 応募や面接審査のために来庁する際の費用は、応募者本人の負担とします。
- (3)審議会は、原則として公開で行い、議事概要が県のホームページで公表されます。

# 10 応募先・問い合わせ先

〒371-8570 前橋市大手町1-1-1 群馬県 県土整備部 都市計画課 景観形成係

電話: 027-226-3652 FAX: 027-221-5566 Eメール: keikan@pref. gunma. lg. jp